

東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に
関する条例

平成23年7月19日

条例第3号

(趣旨)

第1条 東日本大震災（以下「大震災」という。）による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の減免については、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

(保険料の減免)

第2条 秋田県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する被保険者に対し、当該各号に定めるところにより、保険料を減免することができる。

- (1) 平成23年3月11日に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が居住する住宅に損害を受けたもの
- (2) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったもの
- (3) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であるもの
- (4) 平成23年3月11日に特定被災区域に住所を有していた者であって、大震災による被害を受けたことにより、その者の属する世帯の主たる生計維持者が事業等を廃止し、又は失業し、現在収入のないもの
- (5) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立ち退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている者
- (6) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている者
- (7) 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第9項の規定により設置さ

れた原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定されるとして特定した住居をいう。)に居住しているため、避難を行っている者

- 2 前項各号の減免の額及び対象とする保険料額については、別表に定めるところによる。
(減免の申請)

第3条 前条の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額
- (3) 減免を必要とする理由

- 2 前項に規定する申請において、広域連合長がやむを得ないと認める場合は納期限又は支払日を経過した保険料も、減免の措置を講ずることができるものとする。この場合において、納付済みの保険料についても同様とする。

(減免の決定)

第4条 広域連合長は、前条の申請書の提出があった場合には、速やかに調査の上減免について決定し、その結果を申請者に対し通知するものとする。

(減免事由の消滅)

第5条 保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(減免の取消し)

第6条 広域連合長は、偽りその他不正な行為により保険料の減免を受けた者については、直ちに保険料の減免を取り消すものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例は、平成23年3月11日から平成24年3月末日までの間に普通徴収の納期限が到来する平成22年度の保険料額及び平成24年3月末日までの間に普通徴収の

納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する平成23年度の保険料額に限り適用する。

附 則（平成24年7月5日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する平成24年度の保険料額について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月26日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、平成26年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する平成25年度の保険料額について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分	減免の額	対象保険料額						
第2条第1項第1号に該当する者	対象保険料額にり災証明書に基づく次の表の左欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、同表の右欄に掲げる減免割合を乗じて得た金額	平成24年度相当分の保険料額であって平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額のうち、平成24年4月分から9月分までに相当する月割算定額						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="391 526 782 582">損害の程度</th> <th data-bbox="782 526 957 582">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 582 782 929">全壊、大規模半壊及び被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属するもの</td> <td data-bbox="782 582 957 929">10/10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 929 782 1041">半壊（大規模半壊を除く。）</td> <td data-bbox="782 929 957 1041">5/10</td> </tr> </tbody> </table>		損害の程度	減免割合	全壊、大規模半壊及び被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属するもの	10/10	半壊（大規模半壊を除く。）	5/10
	損害の程度		減免割合					
全壊、大規模半壊及び被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する長期避難世帯に属するもの	10/10							
半壊（大規模半壊を除く。）	5/10							
第2条第1項第2号に該当する者	同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部							
第2条第1項第3号に該当する者	同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部	平成24年度相当分の保険料額であって平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額のうち、平成24年4月分から9月分までに相当する月割算定額。ただし、平成24年9月30日までの間において、その行方が明らかとなった場合は、明らかとなった日の属						

		する月の前月までの額
第2条第1項第4号に該当する者	対象保険料額の全部	平成24年度相当分の保険料額であって平成25年4月1日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額のうち、平成24年4月分から9月分までに相当する月割算定額
第2条第1項第5号に該当する者	被保険者の保険料額の全部	平成25年度相当分の保険料額であって平成26年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第2条第1項第5号又は第6号に規定する内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示があつた日の属する月以降の額。ただし、当該指示が解除された地域については、この限りでない。
第2条第1項第6号に該当する者	被保険者の保険料額の全部	平成25年度相当分の保険料額であって平成26年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第2条第1項第7号に規定する特定避難勧奨地点として特定
第2条第1項第7号に該当する者	被保険者の保険料額の全部	平成25年度相当分の保険料額であって平成26年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する額であって、第2条第1項第7号に規定する特定避難勧奨地点として特定

		した旨の通知があった日の 属する月以降の額。ただ し、当該指示が解除された 地域については、この限り でない。
--	--	---